平成２３年（フ）第３５９５号
大阪市城東区鴫野西５丁目18番９号
破産者　株式会社シンコー
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５号
岐阜市鷺山1883番地の５
破産者　株式会社マロン
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５５１号
岐阜県各務原市鵜沼丸子町３丁目121番地
破産者　有限会社ヨシダケアコーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０１号
兵庫県伊丹市森本８丁目29番地
破産者　株式会社プロテック
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７９５号
川崎市高津区新作６丁目４番32号　リヴェールたちばな203、開始決定時の住所川崎市多摩区生田８丁目20番23―404号
破産者　齋藤　博文
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
川崎市高津区久末518番地１　シャンブル久末202、前住所川崎市高津区蟹ケ谷212番地１ニューウェルテラス第５日吉508
破産者　深見千美子
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
静岡県沼津市大岡345番地の８
破産者　橋本　義人
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
静岡県裾野市葛山407番地の６、前住所静岡県裾野市御宿413番地の３　磯部ハイツ月見屋敷Ａ―103
破産者　八木　清一
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字大久保字西田338番地16
渡邊貴紀方、開始決定時の住所青森県弘前市大字向外瀬１丁目７番地５
破産者　清野眞理子
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２４号
山形県鶴岡市山五十川乙310番地
破産者　伊藤　和雄
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７４号
富山市金山新東638番地、開始決定時の住所富山市太田45番地20
破産者　岸　ひとみ
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９４号
大阪府藤井寺市岡１丁目７番10―1109号
破産者　井上　寛之
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
大阪府河内長野市千代田台町13番10号、開始決定時の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分190番地１
破産者　井上　　繁
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1147番地３
破産者　山松　保夫
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第９号
岡山県新見市新見1416番地６
破産者　木宮　武志
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第９０４号
広島県安芸高田市八千代町下根561番地
破産者　善重　和仁
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７号
熊本県玉名市横島町横島1737番地
破産者　中尾　嘉男
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部